

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 5 日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第 3 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和 4 1 年赤穂市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 2 第 3 項中「同条第 2 7 項」を「同条第 2 8 項」に、「同条第 2 8 項」を「同条第 2 9 項」に改める。

(児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和 6 2 年赤穂市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 項中「第 1 3 項」を「第 1 4 項」に、「第 1 4 項」を「第 1 5 項」に改める。

(赤穂市障害福祉サービス等の事務処理に関する規則の一部改正)

第 3 条 赤穂市障害福祉サービス等の事務処理に関する規則（平成 1 8 年赤穂市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に、「第 5 条第 2 4 項」を「第 5 条第 2 5 項」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「第 5 条第 2 3 項」を「第 5 条第 2 4 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。